

大口町 交通事故 発生状況

113件

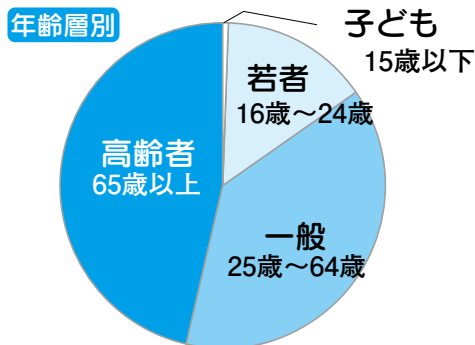
昨年にと
比べると

増加

令和4年に
町内で発生した
交通事故件数は

1,105 件

交通死亡事故発生状況
(令和4年中 確定数)



愛知県警察ホームページより

自転車乗車用 ヘルメット購入費補助制度

愛知県では、自転車乗用ヘルメット

令和4年 交通事故発生状況

	人身事故				物損事故	交通事故 件数合計
	件数	人数				
		死者	重傷者	軽傷者		
令和4年	139	0	2	157	966	1,105
令和3年	113	1	3	127	879	992
増減	26	-1	-1	30	87	113

の着用が努力義務化されました。これは、自転車乗車中の死亡・重傷事故の多くが、頭部の損傷であることに起因するものです。そこで、町ではヘルメットの着用を推進するため、購入費の一部を補助しています。

補助対象者 ▼町内にお住まいで、年度末に満7歳以上満18歳以下となる方（平成17年4月2日から平成29年4月1日生まれの方）※申請者は保護者の方となります。▼町内に住所を有する当該年度末に満65歳以上となる方（昭和34年4月1日以前生まれの方）※過去に補助を受けた方（着用者）は対象となりません。

補助対象となるヘルメット
4月1日以降に購入した、安全認

証（SG・JCF・CE・GS・C PSCマーク）を受けた新品のもの
※中学校が指定、推奨する通学用ヘルメットは除きます。

補助金額 購入金額の2分の1
（上限2,000円、10円未満切捨て）

※1人につき1回、1個限り

申請に必要なもの ▼申請書兼誓約書・請求書（町ホームページまたは町民安全課窓口にて受領）▼領収書の写し（申請者の氏名・領収日・領収金額・購入相手方・購入品名が記載されたもの）※レシートは不可▼ヘルメットが安全認証を受けていることが確認できる書類（認証マークの提示、またはヘルメット持参）

自転車損害賠償責任保険 等への加入義務化

愛知県では、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。自転車加害者となる事故が増加傾向にあり、加害者になった場合は、損害賠償責任が生じ、高額な賠償を請求されることもあります。

自動車保険や火災保険の特約等に自転車事故による損害賠償責任が補償に含まれていることがあります。現在加入している保険の補償範囲を

確認しましょう。

また、自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるTSマーク（有効期間は、点検・整備の日から1年間）には、傷害保険と賠償責任保険が付いています。もしものときに備えて、自転車の点検・整備を受けましょう。

免許自主返納制度

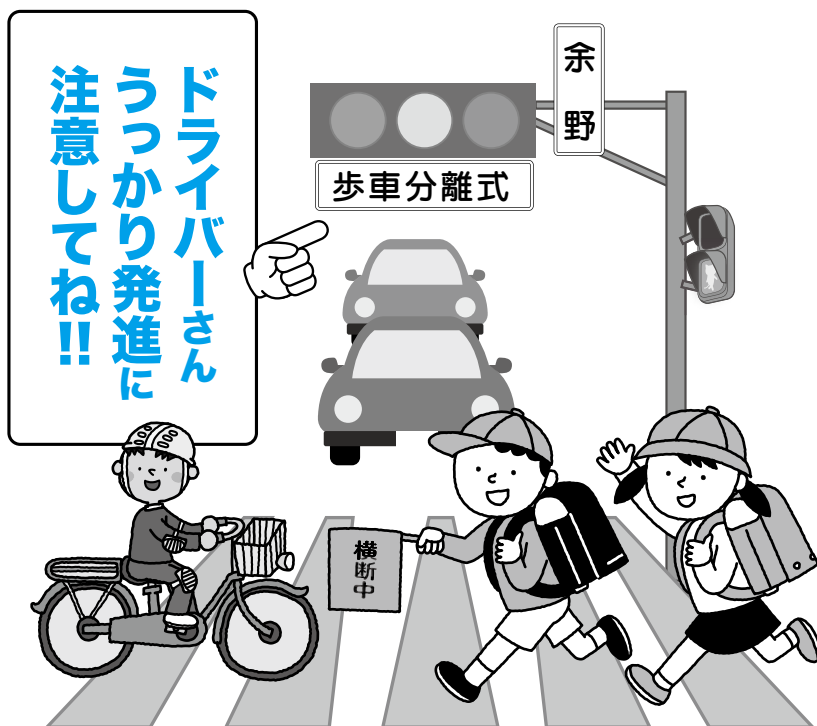
加齢による視力低下などで運転が不安な方や、家族から運転が心配といわれたら、運転免許証の自主返納を考えてみましょう。愛知県内の警察署や運転免許試験場で自主返納を受け付けています。

また、返納された方は運転経歴証明書（有料）がで、愛知県警察に登録された「高齢者交通安全サポーター」の店舗で運転経歴証明書等を提示すると割引等の特典を受けられる制度があります。

町ホームページ、町民安全課窓口にて、近隣の高齢者交通安全サポーターの店舗一覧を配布しています。また、返納後、1年以内の方には長寿ふくし課窓口で大口町コミュニティバス回数券を交付しています。

問合せ先 長寿ふくし課
☎ 94-0051

歩車分離式信号機を知っていますか？



「歩車分離式信号機」とは、信号機のある交差点において、横断中の歩行者と右左折中の車両の衝突事故を防止し、歩行者の安全を最優先に配慮するため、歩行者と車両が交錯しないように制御された信号機のことです。

大口町内「歩車分離式信号機」の交差点



大口町内では現在「歩車分離式信号機」の交差点が4カ所あります。

- ① 「下小口5北」交差点
- ② 「大栄橋西」交差点（押しボタン式）
- ③ 「余野」交差点
- ④ 「余野西」交差点

信号機に「歩車分離式」の標板を取り付けています。

自転車の通行方法

原則として自転車は、車両用信号機に従います。

自転車は「軽車両」で、車の仲間であり、車道の左側を通行する必要があります。このため、原則として自転車は車両用信号に従って通行します。

例外として、自転車が横断歩道（歩行者用信号機）を通行できる場合があります。

▽13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方が運転している場合

▽歩道に「自転車通行可」の標識がある場合

▽歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標識がある場合

※歩行者の安全が最優先されます。

歩行者が通行しているときは、自転車から降りて通行してください。

ご注意ください。

注意ポイント

標準的な信号機の動作と違うため、見込み発進をせず、車道を走行する車両の運転者は車両用信号、横断歩道を横断する歩行者は歩行者用信号が青色に変わったことを確認して行動してください。

歩車分離式信号等の交通ルールについては、江南警察署（☎56-0110）までお問合せください。





ナンバープレート等を狙った部品ねらいが増加しています

部品ねらい 自動車に取り付けてある部品（カーナビ、ナンバープレート等）を盗む犯罪です。盗まれたナンバープレートは、盗難車両に装着されるなど、二次的犯罪に悪用されています。

大口町 犯罪発生状況

30件 発生状況

昨年と比べると **増加**

令和4年に町内で発生した犯罪件数は

133件

特殊詐欺の被害防止対策

令和4年は、同居の息子や、その上司等になりました電話に騙されてしまい、自宅に来た見知らぬ男に現金を渡してしまう被害が発生しました。不審な訪問者や請求は無視し、家族に確認するようにしましょう。また、身の危険を感じたら、すぐに警察へ連絡してください。

また、お金に関する不審な電話がかかってきたときは、次の項目に気を付けてください。

▽言葉巧みな犯人と会話をしないで済むように、在宅時でも留守番電話に設定しておきましょう（犯人は声の録音を嫌がり、電話をきります）。

▽「電話番号が変わった」などと連絡があったら、必ず変更前の番号にかけて確認をしましょう。

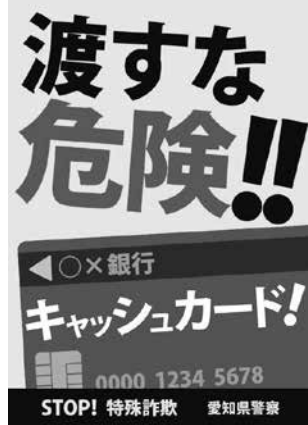
▽お金の要求には「すぐに振り込まない」「1人で振り込まない」「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」「郵送等しない」を徹底しましょう。

▽落ち着いて話の要点をメモし、電話をきった後は家族や警察などに

相談しましょう。

▽電話の近くに連絡表（相談する家族や警察署電話番号）を貼っておきましょう。

▽保険料や医療費等の還付金はATMで返還されることは絶対ありません。



大口町防犯対策補助金

侵入盗や乗物盗といった犯罪被害に遭わないためには、日頃から高い防犯意識を持ち、身近な対策を具体的に実践していく事が大切です。町では、住宅を対象とした防犯対策を施工する方に対し、費用の一部を補助する防犯対策補助金の制度がありますので、ぜひご活用ください。交付申請期間は工事（購入）後、1年間です。

なお、平成22年度以降に交付を受けた世帯は、再度の申請はできませんので、ご注意ください。

補助対象

- ▽玄関の主錠、補助錠
- ▽サッシのガラス、補助錠
- ▽戸板・窓等の鍵
- ▽センサーライト

▽防犯用砂利（現地確認要）

▽その他防犯対策に特に効果がある対策（テレビ付インターホン、面格子、ガラスフィルム等）

補助金の額

経費の3分の2の額（100円未満切捨て）※限度額1万円

申請に必要なもの

▽大口町防犯対策補助金交付申請書、請求書（町民安全課窓口にて受領、または町ホームページから印刷ください）

▽製品等の規格がわかる書類（パンフレット・説明書等）

▽購入品の詳細が分かる領収証（発行責任者の氏名が記入された原本）またはレシート

▽施工後の写真

▽所有者同意書（賃貸住宅のみ）